

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和2年12月21日（月） 13時15分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 小中学校におけるICT教育推進連絡会議の議論について取りまとめました
- ・ 令和3年「成人の日」式典の概要をとりまとめました

質疑事項

- ・ 県立学校教諭の不適切な発言について

発表項目

○小中学校におけるICT教育推進連絡会議の議論について取りまとめました

1点目は、小中学校におけるICT教育推進連絡会議の議論の取りまとめということでございます。

まず、県教育委員会ですけれども、小中学校でのICT利活用に係る県と市町との情報共有・意見交換を目的として、本年9月に小中学校におけるICT教育推進連絡会議を設置いたしました。9月以降、現在まで4回にわたり議論を重ねてまいりましたが、この議論をふまえて、1人1台端末活用の実践事例集、それから、学校間での教材等の共有に関する手引きの資料を取りまとめました。12月中にこれらの資料を市町教育委員会に提供するなどして効果的な活用に向けた支援を行ってまいります。

1番が、連絡会議の主な議題ということで、4回ですけれども、市における具体的な取組事例でありますとか、教育委員会が10月から委嘱しておりますアドバイザーの方による講師の事例発表でありますとか、そういったことも織り交ぜながら、情報共有・意見交換をしてきたところです。

2番が、1人1台端末の活用実践事例集ということで、これについては、もう1枚の別のペーパーをご覧いただけますでしょうか。1人1台端末活用実践事例集の概要ということです。その中身は大きく3点ございまして、その冊子は、また別冊としてお配りさせていただいておりますけれども、1つ目の○で、児童生徒の情報活用能力の育成ということで、情報活用能力の各学年等の段階表ということで、冊子の2～3ページにまとめさせていただきました。小学校入学から中学校卒業までに身につけるべき情報活用能力について、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3観点に分けまして、小学校低学年、中学年、高学年、中学校の4段階に区分して整理を行っております。

大きな柱の2点目がICT活用イメージ表ということで、これは5～10ページにまとめさせていただきましたけれども、学習形態別、一斉なのか個別なのかクラスの中で協働して

いるのか、それから、教科別の活用の2種類にまとめました。この資料では、ICTの特性の1つである双方向性に着目して、教員による活用について、下に掲げてあります3段階に整理をしております。

3点目が、ICTを活用した授業モデルということで、11ページ以降に具体的に書いてございますけれども、来年4月から、小中学校で1人1台端末環境を活用した授業実践が始まりますので、その授業計画の参考となりますように、4月、5月に実施される各教科とかの授業モデルを、小学校1年生から中学校3年生まで、各学年1教科程度、全14本を示しております。

このモデルでは、授業の最初の導入、展開、最後の終末の段階ごとに、その時間の学習課題に迫るために、ICTをどう使うと効果があるかという場面とかその留意点について、具体的に例示をしているところです。

例えば冊子の15ページをご覧くださいますと、これは授業モデルの1つなんですけれども、小学校3年社会、単元名は身近な地域や市区町村の様子ということで、その下の本時の目標というのは、駅のまわりの様子について調べたこと発表したり、交通の広がりや駅付近の地図を確かめたりすることをおして、人々が駅を利用する、なぜ利用するかという理由を考えることができるということで、それを導入、展開、授業の最後の振り返りまで、そういう区分をして、学習内容、右の端にICTを利用した指導上の留意点ということでまとめさせていただきました。

戻っていただいて、もう1点、Google Driveを活用したファイル共有に関する手引きということで、県教育委員会においてファイル共有機能を活用して、各学校と各市町教育委員会、県教育委員会が作成した共有すべき教材や指導案等を収集整理して、全市町において活用できるデータベースを運用していきたいというもので、発表資料の本体の資料に戻っていただきますと、3番の教材の共有についてということで、そのデータベースを令和3年2月1日から運用していきたいというふうに考えております。

4番ですけれども、冒頭申し上げましたように、こうした資料を12月中旬に市町教育委員会に提供して、あと、10月1日から委嘱しております、教育コンテンツあるいはセキュリティのアドバイザーの方を、要望に応じ派遣等をするなどして、引き続き支援をさせていただきます。教職員の研修についても、継続的に行っていきます。

この連絡会議については、新年になっても引き続き開催をして、今年度の中でも市町が導入予定のいろんな学習支援ソフトとかセキュリティソフトとかの活用方法等の議題についても情報共有・意見交換を行っていきたいというふうに考えております。

○令和3年「成人の日」式典の概要をとりまとめました

2点目です。令和3年の成人の日の式典の概要を取りまとめたというものです。県内各市町の令和3年の成人の日の式典の概要を取りまとめました。

式典は全市町で開催予定ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっ

ては変更されることがございます。実施日で見ますと、令和3年1月10日が最も多く、今21市町が予定をしております。それから、各市町においては基本的な感染対策を徹底して、例えば会場を大規模な場所や複数会場で実施したり、来賓を縮小したりするなどして、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施をされます。特に資料の5ページ以降に、各市町ごとに、一番右の欄で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の主な対策ということでまとめさせていただいております。

それから、市町教育委員会には、県の教育委員会から、12月17日にこの各市町の取組状況をフィードバックさせていただいたところです。併せて、文書で式典後の懇親会なども含めて、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する旨を依頼させていただいているところです。

私からは以上です。

発表項目に関する質疑

○小中学校におけるICT教育推進連絡会議の議論についてとりまとめました

(質) ICT教育の今後ですけれども、端的にまず、まとめていただいた資料のICT活用のイメージ表ですけれども、これを見る限りでは、1人1台パソコンを導入することの意義がちょっと、あまり感じられないように捉えられるんです。例えば美術であったりとか、音楽であったりとかは、教室に1台あればよいだけで、特にこのイメージ表の中に、どの部分が1人1台必要であるというようなことが見て取れるのでしょうか。

(答) 例えば美術でありますとか、授業モデルじゃなくてイメージ表のほうでしょうか。例えば授業モデルでしたら、中学校の技術でありますとか、保健体育とかもですね、授業モデルとしては示させていただいているところです。1人1台パソコンと大型の提示装置ということで、プロジェクターも備えてのセットになりますので、そういったものを双方うまく活用して、実際の授業で一人ひとりの生徒が行った作品とか意見とかを、みんなですぐに交流・共有できるとか、そういったことも大きな特徴だということで、そういうのも推進していきたいと。

(質) 教室に1台を置くというわけではなくて、あくまで児童生徒が1人1台端末を普段から持っているということですね。

(答) そうですね。

○令和3年「成人の日」式典の概要をとりまとめました

(質) 続いて成人式の取りまとめですけれども、会場を分けたりとか、参加者を時間によって分けたりしているのは、いくつの市町ということになりますか。

(答) すみません。ちょっと項目別の取りまとめ、そういう分類まではしておりません。

(質) 5市町じゃないですかね、これを見ると。二部構成であったりとか、会場を分けてあったりとか書いてある市町については、この一覧を見る限りでは、そういうわけではない

んですか。

(答) 一覧に書いてあるのを、すみません、今ちょっと私も拾っていないという状況なんですけれども。カウントしていないということなんですけれども。

その他の項目に関する質疑

○県立学校教諭の不適切な発言について

(質) コロナウイルスのPCR検査を家族が受けた生徒さんに対して、教諭が不適切な発言をした問題に関連して、一部報道で、その発言の内容について誤りがあるのではないかと。具体的には、「お前が来たでマスクするわ」という発言ではなく、「お前が来たで危ない」ということではないかという報道が出ていますけれども、これについて教育委員会としては、現状どのように把握していらっしゃるのか。

(答) 私どもは、まずその発言内容について、教員、学校とか、直接教育委員会のほうでやりとりした部分もありますけれども、保護者の方とか生徒から確認させていただいております。それで、10月中旬ぐらいに、校長と当該教諭が保護者さん宅を訪れて、謝罪をするということになりました。それまでのやりとりの中で、例えば、授業中にコロナが出ている状況がやばいということかな。コロナが出ている、近所でコロナが出ている状況がある。ちょっと一言一句までは申し訳ないんですけども、「やばい」であるとか、それから、お母さんのほうから、教諭の発言の中で「危ない」というふうな話があったというふうに聞いております。それで、私どものほうは、教諭に聞き取りをさせていただく中で、一言一句までは覚えてない、認識していないということがございました。それで、10月中旬に、きちんと保護者さんと生徒さんに謝罪に行くという中で、「お前が来たでマスクするわ。」といったことを言いましたということで、「誠に申し訳ない」ということを謝罪させていただきました。行くに至るにあたってのときにも、教諭のほうに全ての発言内容を明確に覚えていない状況であるということも申し上げて、謝罪したときに保護者の方も、発言した内容はこういう発言をしましたということで謝罪したんですけれども、その際も、保護者の方からは、「言ったほうは明確ではないかもしれないが、言われたほうは覚えている。」というふうな話をいただいています。ですので、先週公表させていただいたのは、謝罪をさせていただいたときに、「こういった内容を申し上げました。申し訳ございません。」という部分を公表させていただいたということです。

(質) そうすると、県教委も学校も、当初からこの生徒さんなり保護者の方が、「お前が来たで、危ない。」と発言したというふうに主張されているということは、認識されていたのですか。「ということがございました」とか「あつたと聞いている」とかおっしゃるので、誰がいつ何を言ったのか、誰がいつどう主張しているのか、明確に時系列で細かく説明していただけますか。

(答 高校教育課長) 10月2日に保護者が、学校で生徒がこのように言われたと訴えられました。

- (質)「こういうことを」というふうに濁されてしまうと、明確に聞いておかないと発言の内容にも関わってくることで、可能であれば明確に具体的にお願いします。
- (答 高校教育課長)「お前が来たで危ないでマスクするわ」と。
- (質)そこ、よろしいのですか、それで。
- (答 高校教育課長)保護者が地域の教育委員会のほうに、こういうふうに言われたと相談がありました。
- (質)その発言の内容についてもう一度言ってもらえますか、明確に。
- (答 高校教育課長)「お前が来たから危ないからマスクしよ。」
- (質)その細かい表現が発言のたびに違ってしまうと明確にならないので、しっかりと申し上げてほしい。
- (答)今から申し上げますが、一言一句すべて明確に。
- (質)あくまで教諭が実際どう発言したかは別にして、保護者の方が、その教諭の方がどのように言われたかの説明の段階ですよね。そこを明確に説明いただけませんか。
- (答 高校教育課長)「お前が来たで危ないでマスクするわ。」
- (質)保護者がそのように言われたと言っているんですね。
- (答 高校教育課長)保護者が地域の教育委員会に相談されて、そのあと、そこから県教育委員会に連絡がありました。その連絡を受けたので県教育委員会から校長に連絡をしました。
- (質)最後まで説明を続けていただけますか。
- (答 高校教育課長)校長のほうに、保護者が地域の教育委員会にそういう相談の電話を入れられたので、事実関係を確認して、事実であれば謝罪等対応するようにと校長に伝えました。
- (質)その事実関係はどうだったのか。教諭の主張をもう一回教えてもらえますか。
- (答 教職員課)教諭は「マスクするわな。コロナ大丈夫やったか。よかったな。」というようなことを伝えたと、そのときは言うておりました。
- (質)これは県教委に対してか、校長に対してそのように説明したということですか。
- (答 教職員課)校長に対してです。
- (質)その後「お前が来たでマスクするわ。」に変わった経緯は。
- (答 教職員課)そのときははっきり覚えていなかったのですが、そのように発言したんですけども、時間がたって『お前が来たでマスクするわ。』と言った。」と述べておられます。
- (質)それをおっしゃったのはいつの段階ですか。
- (答 教職員課)それは保護者にそのように謝罪したと報告を受けたのが、こちらが知った段階です。
- (質)(10月)16日なんですか。
- (答 教職員課)16日に保護者に謝罪をしたということ、私が聞き取りの中で聞いております。

(質) その後、保護者の方に連絡を取ったりとかする中で、保護者の方からは「マスクするわ」ではなくて「危ない」という発言ではないかという指摘はその後全くなかったんですか。

(答 教職員課) ないです。

(質) 逆に言うと、保護者は謝罪の段階なりで「マスクするわ」と、当時その発言だったということを保護者の方は認めておられるのか。

(答) 10月中旬に、保護者にこうした発言をしたということを謝ったと、今申し上げた「お前が来たでマスクするわ。」ということを生徒さんに言ったということ謝りました。その際、教諭のほうの方が全て一言一句まで覚えていないところもあるということ、その際にも、その前にも。

(答 高校教育課長) そのときにも伝えてありますし、その前に電話でやりとりを。

(質) そういう意味で質問したのではなくて、教諭の方が覚えていないにしたって、保護者の方自体は、この発言だったとお認めになられた瞬間はないわけですよね。「お前が来たでマスクするわ。」とおっしゃいましたと、保護者にその事実関係を確認したわけではないですよね。この教諭は謝ってはおられるけれども。

(答) 保護者の方もその場面で、さっき申し上げましたけれども、言ったほうが一言一句不明確かわからなくても、言われた方はその認識度とは違うといった旨の話をされたというふうには聞いております。

(質) だから、その場で何を言った何を言わないの話は細かくはしていないかもしれませんが、そのときに認識度は違うというふうに、保護者の方もおっしゃっていたわけですよね。

(答) どのことを言った言わないとまでは、すり合わせとかやりとりはしていませんけれども。

(質) その状況だったとしたら、やはりあの内容で発表して処分しましたということになれば、保護者の方もそれは認識が違うというふうに思われるのは当然でありますよね。報道や発表を見て。

(答) そこがですね、私どものほうは謝罪させていただいた、発言した内容で、こういうことについて発言したことを申し訳なかったということ、謝罪した旨を言ってきたつもりです。

(質) 言ってきた。

(答) 教諭が保護者に対して、こういう発言をしましたということ、お前が来たでマスクするわ。」という発言をしたということ、これを最後認識して、そのことを申し訳なかったということで、そういう発言をして申し訳なかったということ、謝罪いたしました。それが、保護者の方が、発言内容が全てじゃない、じゃあどの部分までという詳細なやり取りはしていないですけれども、そういう中で教育委員会としては、教諭がこういう発言をしたということ、謝罪した部分について、「お前が来たでマスクするわ。」ということ、これを、伝えさせていただいたところです。

(質) 結局じゃあ事実として、どっちの発言が正しいんですかね。どっちを言ったというふうに県教委として。保護者の方、生徒さんらは違うという認識を、今持っておられるわけですね。

(答) それ全てなのかといったときに、それ以外の部分もあったのではないかという認識をお持ちだということは承知しています。

(質) だとしたら、発言の事実確認はどうされるおつもりなんですか。

(答) 事実確認をして、謝罪をしたということ、教員にも何度もやり取りをしましたけれども、我々は、10月中旬に、こういうことを発言しましたということ、保護者の前でも明確に言いましたので、そのことについて、この前の記者発表資料に記載させていただいたところです。

(質) そういう問題ではなくて、その時点で保護者にしっかりと事実関係をとって、このように言ったと明確にしていなかったからこそ、あのように出てきたときに、事実と違うというふうにおっしゃる部分があるというふうにおっしゃるのではないですかね。

(答) 我々はそこがですね、謝罪した際にも保護者の方から、本人が覚えていないということ、全て覚えていないという部分もある旨のお話はいただいておりますので、違う違わないというか、保護者さんあるいは生徒さんにとって、「お前が来たでマスクするわ。」ということが、全てじゃないという認識をお持ちということは承知しております。

(質) 承知したうえで今回の処分ということですね。

(答) そういうことです。

(質) そのようにまだ言っておられるということをおまえて、これから教育委員会としてはどう対応していくんですかね。

(答) これから生徒さんの学校生活で、これまでのやりとりを反省して対応するということと、当該学校はもとより、一人ひとりの教員が、自分が発する言葉の内容とかその重みについて、どういった受け止めがあるかということをしっかり認識したうえで、発言をしていくということを徹底していきたいと思っております。

(質) つまり言った言わないの話であったとしても、その場でどのようにおっしゃったかということの、明確に事実関係をとる作業は、今する予定はないということよろしいでしょうか。

(答) 今までも、その部分のやり取りはさせていただいて、今に至っているというふうに私は認識していますので、保護者さんのお気持ちとか生徒さんの認識というのは受け止めつつ、今後に向けて、生徒さんがしっかり学校生活を送れるようにすることと、こうした発言に至らないように、再発防止を徹底するという取組をさせていただきます。

(質) 確認ですけれども、一番最初に「お前が来たで危ないでマスクするわ。」と聞き取っているんですね。

(答 高校教育課長) はい。

(質) 発表形態のときに、「危ないで」という言葉を抜かしたのはなぜですか。

(答) さっき申し上げましたように、教諭のほうがその部分を一言一句認識していないということ、謝罪をさせていただいたときに、発言した内容が、発言したということを、こういった内容で発言したということを謝罪いたしましたので、そのところを発表資料には記載させていただきました。

(質) 最初の聞き取りでは、「危ないで」という言葉があったことはわかっているわけですね。

(答) そういうご指摘があったというのは認識しております。

(質) 違う違う、一番最初の聞き取りで「危ないで」という言葉を認識しているんですね。

「危ないで」という言葉を言っているんやね。分かっているんですね、最初の聞き取りで。

(答 教職員課) 親御さんが言ってみえるというのは。

(質) わざわざ教諭が「危ないで」という言葉を抜かしたと、県教委が発表しているんですけどもね。けれども、その「危ないで」という言葉はものすごい重要な言葉だと思うんですけど、なんで抜かしたんですか。まあ教諭がそう言ったからか。わかった、わかった、教諭はそう言った。言ったけれども、事実として「危ないで」という言葉を含んでいたとしたら、そういう発言は、教育長どう思われます。

(答) 私どもも教諭に対する聞き取りとして。

(質) 違う、違う、「危ないで」という発言がある一連の発言だとしたら、その発言はどういう意味があるか、教育長どう思いますか。

(答) その発言をしたよという指摘を受けているということ、その教諭のほうにも伝えて、何回も聞き取りをさせていただきました。それで、教諭がそもそも、そうした「お前が来たでマスクするわ。」ということは、そのとき水を飲んでいてマスクをしていなかったの、生徒が来たので、自分がマスクをしていないまま対応すると、生徒にだめだという思いでマスクをしたというふうに、何度もやり取りをしたんですけれども、そういったことを聞いておりますので、私どものほうは、向こうの受け止めと違うところはあるんですけれども、教諭のほうはそうした認識を示しておきまして、我々としてはそうした認識を示したところで、生徒さんの受け止めなりが、全くそういうことではなくて、やっぱり自分が危ないと思われている、自分の家族でPCR検査を受けることが危ないと思われているということだと受け止めているということは事実ですので、これは本当に不適切な発言だと思っております。

(質) 要約の仕方がね、担当教諭の「危ないで」を抜かした。

(答) 要約というか、担当教諭が、そこまで一言一句そのときに言ったということ、明確に認識していないということなんです。

(質) 事実として「危ないで」という言葉がはっきり含まれているとして、教育長、その一連の発言どう思われますか。

(答) ですので、それは言った趣旨が、生徒が。

(質) 違う、違う。「危ないで」という言葉が含まれているということが事実だとしたら、

教諭がどんな言い訳をしようが、事実としてそういう言葉を言ったとしたら、どう思われます。

(答) ですので、その言った趣旨が、自分がマスクをしていないことが、生徒に迷惑をかける可能性があるという趣旨で言って、その内容が「危ない」という言葉が入っている入っていないに関わらずですね。

(質) いやいや、「危ないで」という言葉が入っていたとしたらどう思う。

(答) 意図がそういうことですので、その言葉の「危ない」が入っている入っていないだけで。

(質) いや、だけど教育長、それこそ一昨日と一緒にだけ、やっぱりこっちで聞いている人は、あのニュースを見て「危ない」という言葉が入っていたら、全然認識違いますよ。

(答) それはですね、私のほうはそういうことで。

(質) 入っていようが入ってなかろうがじゃなくて、聞こえとしては完全に悪意ある言葉だととらえますよ、「危ない」って。いかなる理由であれども、「危ない」って言葉が、それを全くこの前の金曜日の会見のときもね、例えば一言でも、保護者の方がそのように主張しておられるのだとあったとしたら、処分の内容には入っていないけど、保護者の方がこのように言うておられますと、あそこで明確にしていだけたら、このようなことにはなっていないわけですけど、もう捉え方としては教諭の言い分だけを聞いて、それに基づいて処分したんだなというふうに捉えられてもおかしくないと思います。今回の問題は。

(答) 私どもとしては、大変申しわけないですけども、そういうつもりではないんですけども、なんとかどういった内容かということをお教諭にしっかり思い出させるように、どういった意図だったのか、どういった場面、どういった状況で、何をしている間にそういったやりとりになったのかということとかを、何度も教諭のほうには、違う聞き方も含めて確認をさせていただいたところです。

(質) 確認ですけど、「危ないで」という言葉があることによって、ものすごくコロナ差別をしていますよね。「おー危ない、危ない、危ない、危ない。」

(答) いや、そういう言い方をしているわけではないということですので。

(質) いや、「危ない」という言葉にはそういう意味合いがあるわけですね。

(答) いや、「危ないで」というのは、「あなたにとって自分がマスクをしていないのが危ないで」ということを言っているということですので。

(質) それ、何それ。

(質) その「マスクするわ」ということが相手にどう捉えられるかなという問題よりも、「危ないで」という言葉を発したときに、どのように捉えられる可能性があるかなということのほうが、だいぶ本当は問題として捉えられるはずですよ、聞こえとして。だから教諭がそのときにそう発言したのだとすれば、結果言っていることの内容、説明は同じですとしたとしても、言葉が相手にどのように捉えられるかというのは、ちょっとその発言に「危ない」が入っているか入っていないかで全然違うと認識しますけど。

(質) もう一度言いますが、「危ないで」というのは、「お前が来たから、怖いから、うつるから、危ないで」という意味に捉えられるんです。言葉尻としては、だからそこを省略したことは、県教委の罪だと思います。

(答) 省略というかですね。

(質) いやいや、この受け止めはどうです。「お前が来たから、うつりそうやから、怖いから、危ないで」という意味合いに取れますよね。

(答) そういうふうに生徒さんは受け止めたということですね。

(質) いやいや、一般に聞いたら。「誰々が来たから、危ないから、怖いで、うつりそうやから」「誰々と接触したら怖い、うつりそうやから、危ないで」というニュアンスに取られますよね。

(答) うーん、そうですね。

(質) あなたが今一番最初に説明したのは逆ですよ。「あなたにうつりそうだからマスクするわ」という意味で「危ないで」と言ったと言うけれども、そんな意味合いに取れる人はいないですよ。

(答) 受け止めですので、本人がどういう。

(質) いや、みんなの受け止めです。県教委が勝手に「うつるから、マスクするわ、危ないで」というニュアンスに取っているけれども、そんなニュアンスには誰も取らないです。

「危ないで」という発言は、それはどう思われますか。生徒の受け止めと違いますよ、私たちの受け止め。

(答) どういった内容って、皆さんがそうおっしゃるということは、そういう捉え方が、ちょっとどういう場所かというとのはありますけれども、皆さんがそうおっしゃるのであれば、そういうふうなことかなというふうに思います。

(質) そういう解釈もある、「危ないで」という意味合いを。

(答) 意味合いをというか、それは「お前が来たからマスクするわ」ということ自体も、生徒さんがまさにそうやって受け止められたわけですから。

(質) 大前提として、話を伺ったものからしますと、そもそも生徒さん曰く、その発言をした先生は、普段授業中でも学校でもマスクを唯一していなかった先生だと。その先生が「お前にうつすといけないから危ないで」と言うと思いますか。

(答 教職員課) その地域の中学校とか、その地域でコロナが出るまでは、確かにマスクをしていないときもあったということなんですけれども、近辺でコロナが出だしてからは、この発言のときも含めて、マスクはだいたいはしていたというふうに確認しています。

(質) すみません、続きでひとつとお確認させてもらいたいので進めさせてもらいます。そもそも問題になっている「危ないで」という言葉が省略されていること、これの理由を端的にもう一度お願いします。

(答) 教諭が保護者の方に、こういう発言をしたということを謝罪して、内容を記載させていただきました。ただ、それが全てではないということを保護者の方が指摘されていると

いうことはふまえてのものです。

(質) それは保護者のやさしさみたいなものじゃないんですか。それに乗っかっているということじゃないんですか。

(答) 乗っかっているという認識では、申し訳ない、我々はないんですけれども、保護者の方がそれが全てではないということをおっしゃられながら、こういう発言をしたということを謝罪いたしましたので、そのことを先週の記者会見のときには申し上げたと。

(質) 別の話で、要は保護者は当初、「危ないで」という表現が入った状態で伝えているわけですよね。それに対して、最近公表されたのはその表現が抜けていると。それは発言をした先生からの聞き取りで、本人が一言一句覚えていないと。なんで生徒さんより、覚えていない先生の主張が重視されているんでしょうか。

(答) それは主張を重視したと言われると、今のご指摘ですけれども、さっき申し上げたように、教員が校長とともに、保護者の方、生徒の方に、こういう発言をしましたということを謝罪させていただいた、こういう発言というのをここに記載させていただきました。その際に、さっきも申し上げましたけれども、その保護者の方からは、発言がそれが全てじゃないというか、他に発言があった旨も指摘があったということは認識したうえのことです。

(質) だから、それが全てじゃないという指摘が保護者からあるにもかかわらず、発表の段階でそれを、例えば仮にですよ、県教委は認定していないかもしれませんが、保護者の方はそう言っていますと、金曜日の段階で一言でもおっしゃらなかったのが、こっちとしては隠していると思うわけです。それはなぜなのかと聞いているわけです。

(答) それは今みたいな思いなんですけれども、そうやって言わなかったということについては、申し訳ないというふうに思います。

(質) いや、謝ってほしいわけじゃなくて、なぜあの段階でそれを言えなかったのか、その文言が。内容に食い違ふことがありますと、発言内容に対して食い違ふがありますということはなぜ盛り込まれなかったのか。なぜですかという理由を聞いているんです。

(答) ちょっと今申し上げるところになるんですけれども。

(質) じゃあその申し上げたところのなかで、教諭が保護者に謝罪した際の発言を記載したと、じゃあそれはなんでですかということですね。

(答) それはちょっとすみません、同じ発言になります。

(質) その発言のあとの段階で、女子生徒が別のことを言っているんですけれども、女子生徒はその先生に対して、「最近私が来たら嫌がる人がおる。」って言ったんですね。そして先生が「そりゃそうやろ。」って言われたと。このやりとり自体は聞いているのかなと。

(答 教職員課) こちらは、校長は言われたことを覚えていない。

(質) だから覚えていない人のほうをなんでそれを重視するのか、その理由はなんなのか。

(答 教職員課) 本人もそんなことは絶対に言っていないと。

(質) 否定したということですか。

(答 教職員課) はい。

(質) なんで生徒が言っているのに、言われた側の生徒がこう言っているのに、先生の意見がまかり通る、その根本的な理由はなんなのか。全部そういうケースだと思うんですけど。そこだと思うんですけど、極論。

(答) そこは、生徒さん保護者さんから、学校長も聞かせていただいて、教育委員会のほうも直接やり取りをさせていただいて、例えば、生徒、教諭なり、最大限確認をさせていただいたつもりです。あるいは、周辺に誰かいないかということも含めて、誰か少しでも確認できる者がいないかとか、気付いた者はいないかということも含めて確認をさせていただいて、今の状況です。

(質) 普通に見ると、身内をかばっているようにしか見えないんですけども。

(答) そういうことではないんですけども、我々もそういったことを、記者さんが言われるように、なぜこの前の記者会見でそれを明確にしなかったということは、確かにそうすべきだったと思うんですけども、その認識、保護者さんがそういうことを示されているという認識がないまま、なしにしてきているというわけではないのは事実です。

(質) 他にもいろいろ食い違っている話がありまして、10月16日ですか、校長先生と発言した先生が謝罪をした際に、「誤解する言い方をしてすいませんでした。」と言っているらしいんですが、これはそもそも、この女子生徒が誤解しているという前提で始まっているんですか。

(答 高校教育課長) 10月2日に、最初に保護者からそういう発言があったと連絡があって、10月5日の月曜日に校長と当該教諭が謝罪に行っているんですけども、そのときに「誤解をするような発言をしてすいません。」と、5日の月曜日の段階で校長がそういう発言をしています。教諭が「覚えていないところがある。」という発言もしていますので、それでは謝罪は受け入れられないということで保護者からご指摘があって、謝罪が受け入れられた16日の際に、そのような発言をしたということではありません。

(質) わかりました。それはこちらがちょっと違っていただけですみません。冒頭に教育長自らおっしゃっていただいた、授業中、クラス全体の前での発言ですが、問題の発言をした先生と同じ方なんですけど、生徒さんの親御さんへの聞き取りだと、発言の内容としては「近くでコロナが出て、その家族がこの学校に通つとるから、俺も気を付けなあかんなと思って。」という話をしているらしいんですけども、これは暗にこの生徒さんを指していたんじゃないんですか。

(答 教職員課) そちらは授業中のことでもありますので、授業に参加していた生徒にも確認をしたんですけども、個人を特定するような言い方ではなくて、一般的に「コロナが近所でも出ているから気を付けような」というような意味で、発言があったと聞いています。

(質) もう一度、教師の発言をどう聞きとったか教えて、要約せずに。

(答 教職員課) これも聞き取った生徒によって、発言の一言一句というのは変わってきます。

すので。

(質) 一例でいいので。

(答) 「近くでコロナの感染者が出ているので、注意してマスクをするように。」というよう
な発言があったとのこと。

(質) ちなみにそのときに先生はマスクをしていたんですか。

(答 教職員課) ちょっとそこまでは確認が取れていません。ただ、(近辺で感染者が) 出
てからは概ねしていたとのこと。

(質) 出るまではずっとしていなかったということじゃないですか。

(答 教職員課) 出るまではしていないこともありました。

(質) 「していないこともありました」というのは、女子生徒が言っている「しているのを見
たことがない」というのとだいぶニュアンスが違うんですが。

(答 教職員課) していないことも、出るまでは多かったということ。

(質) 多かったんですよね。むしろ、ほとんどしていないかったということなんですね。と
いう認識で間違いないんですよね。

(答 教職員課) はい、出るまではしていないことも多かった。

(質) していないことも多かったって、ほとんどしていないというのと一緒じゃないですか。
あとは、職員室に入った際に、この問題の発言をされました、この問題の先生の向かい側
にもう1人別の先生がいたらしいんですけれども、その先生は、問題発言をした先生の発
言後に、急にマスクをし始めた。だからその先生も必ず聞いているはずだと。学校から
は、他に誰も聞いていなかったという説明をされたということなんですが、そのあたりは
いかがでしょうか。

(答 教職員課) 近くにいた教員にも確認したんですけれども、そのときにそういった発言
は聞こえなかった、わからなかった。進路指導もスムーズにというか、普通どおりにや
っていましたので、特に問題があるとも感じられなかった。その人がなぜマスクをしたか
どうかというのは、生徒が入ってきたからなのかどうなのかわかりませんが、そこ
までは確認できていません。

(質) あらためて、「危ないで」というところで認識のずれがあることについて、再調査で
あったり、あらためて謝罪をしたりと、そういった部分の考えはないんでしょうか。

(答) 今申しあげましたように、10月16日に謝罪をさせていただいて、その際に、こうい
う発言をして申し訳ありませんでしたということと、それ以外の認識も示されていると
いうことは我々も認識しておりますので、あらためて調査をするということとはございま
せん。今までも、この発言があったあと、保護者の方とは、大変申し訳なかったんですけ
れども、当初からいろんなやり取りをさせていただいて、その中に我々教育委員会も直接、
保護者さんとやり取りさせてもらった部分もあって、こういったことに至っております
ので、我々はそういうふうに認識しております。

(質) ただ、保護者にはこういう文面で発表しますということは、事前には相談されていな

いんですよ。校長先生からこういうニュースになりましたんでっていう報告で知ったということらしいんですけども。

(答 教職員課) そうですね。このような文書訓告を行います。ついては報道される可能性がありますということは報告しています。

(質) だから、「問題の発言がこういう内容です。これで発表します。」という文面の内容の確認というのは。

(答 教職員課) この内容で発表しますということを保護者に伝えてくださいということは学校に伝えてありまして、学校からは伝えてもらったと聞いていますが、どの発言があったまでは聞いていません。

(質) 学校からはニュースで流れたあとに、こういうニュースになりましたという連絡が、最初あったらしいんですが。

(答 教職員課) お昼に資料提供させていただいて、お昼過ぎに電話をしたときには、もうネットで見えていたということは聞いたんですけども。

(質) 直前で、県のホームページにも載せてあるので、文言に関しては保護者の了解を取ったうえで公表すべきじゃないんですかね。発言の内容に関して。

(答 教職員課) そこは取っていませんでした。

(質) 一連の女子生徒の様子を見ていると、まだ怒っている、怒りが収まっていないような雰囲気なんですけど、それでも再調査や再謝罪はしないんですか。

(答) あらためて保護者さん、生徒さんには、今回の経緯をご説明申し上げるということと、こういった形で我々から発表させていただく、というかお伝えする内容が、結果としてご自身が見られたあとになったことについては、もう一回、あらためて何らかの形でご説明させていただきたいと思います。

(質) 怒っていることに対して、謝罪しないのですか。

(答) 今回こういうふうな手順になったということについては、お断り、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

(質) 怒っている者に対して、説明するんですね。謝罪はしないんですか。

(答) 当時のことが、発言の内容が違つかということに、今なっていると聞かせていただいていますので、その部分について、またこういうことに至ったことについて謝罪をさせていただきます。

(質) 別に怒っているわけではないと思うのですが。

(答) すみません。

(質) 教育委員会の発表が、省略されていると。本当のことではないと。本当のことを知ってほしいということで、取材は受けていただいたので。

(質) 結局、県教委としては「危ない」という言葉が入っていたかどうかの事実確認については、入っていたのか、入っていなかったのか、分からないのかといたら、このうちどれですか。県教委の認識としてです。生徒がどう言ってるとか、教員がどう言ってるとか

関係なく、県教委としてこの事実関係について、「危ない」という言葉が入っていたのか、入っていなかったのか、分からないのか。

(答) そういう主張はされたということは認識しておりますけれども、県教委の確認では、トータルとして分からないということです。

(質) それと同じで、「最近、私が来たら嫌がる人がいる。」と言った生徒に対して、教諭が「そりゃそうやろ。」と言ったことについても、県教委としては分からないのですか。これは教諭は否定したということでしたよね。他のことは覚えていないということだったけど、この発言については否定したんですよね。

(答 教職員課) こんなことは言われたこともないし、言ったこともないと言っています。

(質) 教諭が言っているのですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 保護者がそういう主張をしているのは知っているんですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 担当教諭に尋ねたら覚えていないと。

(質) この発言については、県教委としては覚えていないとの認識ですか。「そりゃそうやろ。」という教諭の発言は。これは「覚えていない」でいいですか。

(質) 保護者がそう言っているのに、覚えていない。

(答) 明確に覚えていない部分ではなかったよね。

(答 教職員課) これは、はい、覚えていません。

(質) 教員が、当該教諭が否定したと、「覚えていない」と言っていることではなくて、教育委員会として、ここの事実関係についてどう捉えているのですか。分からないのか、本当に覚えていないということですか。じゃあなぜ保護者は言っているのですか。

(答) それは、「分からない」ということです。

(質) ただ保護者がそう言っているということは認識しているんですね。

(答) はい。

(質) 担当教諭の主張は、「知らない」と、「覚えていない」との主張ですか。

(質) だからいみじくも、分からないからこそ、もう一回聞き直すなり、調べるべきなんじゃないかというふうに思うわけですけど、これはこれまでずっとやってきたことであるということなんですね。

(答) はい。

(質) 今回の文書の処分の関係では、先生の発言で覚えている部分で処分の対象になったかと思うのですが、今回私たちが伺っているのは、教員の方が覚えていらっしゃる部分しか聞いていないんですけれども、生徒さんとか保護者側の主張で、こういうことを言われたというところで県教委が聞き取りで把握している部分というのは、どういう発言をしているか伺いたいのですが。先生が覚えていなかったとしても、県教委が聞き取りで把握している発言について伺えますか。

(答) 保護者さんなり、生徒さんが言われていることですか。

(質) はい。

(答 高校教育課長)「俺も最近やばいからマスクしようと思う。」と。2日に保護者が、「お前が来たで危ないからマスクするわ。」ということと、この教諭が「俺も最近やばいでマスクしようと思う。」と言っていると聞いています。先ほどありました授業中に言われたと。「近くの学校でコロナが出たで」というときに、そのことを「俺もやばいで、最近やばいからマスクをしようと思う。」と言われたと聞いています。

(質)「嫌がる人がいる」みたいな発言については、聞き取りはされていますか。

(答 高校教育課長)「私が来たら嫌がる人がいる。」と言ったときに、「そりゃそうやる。」と言われたというのは聞きました。保護者とその後、数回やり取りをさせていただき中で、先ほどありましたが、10月16日に謝罪に行く前に、私と保護者と電話をさせていただいたんですけど、「お前が来たでマスクするわ。」との発言をしたとのことで謝罪をしたいという旨をお伝えしたことと、無意識に言っているような部分もあったのかもしれないし、はっきり覚えていないというところもあったようですと伝えました。その中で、「お前が来たでマスクするわ。」という発言については、覚えているというか、発言しましたので、そこを謝罪したいというふうに教諭が言っているということを伝えました。その中で、その前にも保護者とやり取りをさせていただいていたときに、保護者から、先程教育長が申しましたように、「言ったほうは覚えていないかも分からないけど、言われたほうは残るんや。」というようなことは、保護者の方からご指摘はありました。

(質) この処分を下したあとの教諭のコメントは何ですか。

(答 教職員課) 処分ではありませんので、コメントまでは聞いておりません。あとでは聞いておりません。反省して職務を行っているということは校長から確認しています。

(質) 前日受けたときのコメントもないのですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 校長曰く、反省して職務を行っている。ひょっとしたらこの教諭は全然反省していないかもしれないね。

(答 教職員課) そのあたりは、校長が何度も面談をして、その都度教員の状態を確認しております。

(質) 校長の感触は反省しているということですか。

(答 教職員課) はい。

(質) ひょっとしたら反省していないかも分からないですよ。

(答) こういう発言があったあと、私もすぐに校長を呼んで、しっかり事実確認をするということと、なぜこのようなことに至ったのかということと。

(質) 教育委員会は、この先生と誰も話をしていないのですか。教育長は話しましたか。

(答) 教員とですか。

(質) はい。

(答) 私は校長とは話をしています。教職員課が何度も教諭とやり取り、聞き取りをしています。

(質) 何度も。

(答) はい。

(質) 反省している風情でしたか。

(答 教職員課) 十分反省しておりました。

(質) 知らん顔はしていませんでしたか。訴えたるぞとか。

(答 教職員課) そのようなことはありませんでした。前の聞き取りのときのコメントを言わせていただいたように、生徒には申し訳なかったとっております。

(質) 生徒には申し訳なかったと言っているわけね。

(答 教職員課) はい。

以上、14時20分終了